

第二十六回国会
衆議院

商工委員會議録 第十号

昭和三十三年三月六日(水曜日)
午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君
理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君
理事小笠 久雄君 理事佐本 一雄君
理事西村 直己君 理事加藤 清二君
理事松平 忠久君
阿左美廣治君 菅 太郎君
佐々木秀世君 齋藤 三三君
篠田 弘作君 島村 一郎君
首藤 新八君 鈴木周次郎君
田中 角榮君 中村庸一郎君
福井 順一君 前田 正男君
松岡 松平君 南 好雄君
村上 勇君 横井 太郎君
井手 以誠君 佐々木良作君
田中 利勝君 多賀谷眞稔君
中崎 敏君 永井勝次郎君
帆足 計君 水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業大臣 水田三喜男君
出府政府委員 中川 董治君
警視長(警察 庁刑事部長) 長谷川四郎君
通商産業 政務次官 松尾 金藏君
通商産業事務官 (大臣官房長) 齋藤 正年君
通商産業事務官 (農工局長) 森 誓夫君
通商産業事務官 (官銀局長) 譚岐 喜八君
通商産業事務官 (官銀局長) 小岩井康朗君
通商産業事務官 (官銀局長) 小岩井康朗君

建設技官 山本 三郎君
(河川局長)
委員外の出席者
総理事務官 柴田 護君
自治庁財政 部財政課長 立川 宗保君
農林事務官(農 地局管理部長) 新沢 寧君
農林事務官(水 産庁漁政部長) 本多 紀元君
通商産業技官 (官銀局長) 佐藤 京二君
通商産業事務官 (官銀局長) 小林 重國君
通商産業事務官 (官銀局長) 鶴沢 勝義君
日本国有鉄道 常務理事 石井 英一君
日本国有鉄道 法務課長 越田 清七君
日本国有鉄道 参事(総務課長) 石井 英一君
日本国有鉄道 参事(資材局長) 越田 清七君
専門員 越田 清七君

三月六日

委員川野芳満君辞任につき、その補 欠として松岡松平君が議長の指名で 委員に選任された。

三月五日

公益灯料金免除に関する請願(山下 榮二君紹介)(第一七二三号)
中小企業団法制定に関する請願 (川島正太郎君紹介)(第一七二八号)
同(栗山博君紹介)(第一七二九号)
同(山口好一君紹介)(第一七三〇号)
同外三件(神田博君外三名紹介)(第 一七三〇号)

同外三件(宇都宮徳馬君紹介)(第一 七七二号)
同(江崎真澄君紹介)(第一七七二号)
同(大高康君紹介)(第一七七三号)
同(外二件加藤五郎君紹介)(第一 七七四号)
同(川野芳満君外一名紹介)(第一七 七五号)
同(小笠久雄君紹介)(第一七七六号)
同(木村文男君紹介)(第一七七七号)
同(章野一郎平君紹介)(第一七七八 号)
同(藤原雄次君紹介)(第一七九九号)
同(田村元君紹介)(第一七八〇号)
同(田中伊三三君紹介)(第一七八一 号)
同(田中彰治君紹介)(第一七八二号)
同(竹山祐太郎君紹介)(第一七八三 号)
同(渡海元三郎君紹介)(第一七八四 号)
同(徳田與吉郎君紹介)(第一七八五 号)
同(並木芳雄君紹介)(第一七八六号)
同外一件(橋本龍伍君紹介)(第一七 八七号)
同外二五件(濱野清吾君紹介)(第一 七八八号)
同外二件(廣川弘禪君紹介)(第一七 八九号)
同外三件(米田吉盛君紹介)(第一七 九〇号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第二四号)
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第四二二号)
石炭鉱業に関する件

○福田委員長 これより會議を開き
ます。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改
正する法律案及び臨時石炭鉱害復旧法
の一部を改正する法律案を一括議題と
し、審査を進めます。質疑を継続いた
します。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 昨日の、特別鉱害法の
施行後における残工事の問題につい
て、政府の再度の見解をお願いいたし
たいと思います。

○長谷川政府委員 本問題につきまし
ては、昨日も本委員会におきましてい
ろと論議のあったところでございま
す。従いまして二百六十町歩の農地を
すみやかに復旧するために、やむを得
ず六十八町歩のクレークが生じたわけ
でありまして、特別鉱害として認定さ
れた農地が法律の有効期間内に復旧で
きないことはなほ残念でございま
すので、政府といたしましては、現地
の関係者の意見等も尊重をいたしまし
て、可及的すみやかに善処しようとし
最大の努力を払う所存でございます。さ
よう御了承をお願い申し上げます。

○多賀谷委員 政府の答弁に期待いた
しまして、法の精神にのっとり、残工
事につきましてはすみやかに処置あら
んことをお願いしておきます。

次に、昨日質問しておりました志免

炭鉱の特別鉱害の関係についてお聞か
せ願いたいと思います。

○小林説明員 昨日御質問がございま
したのですが、資料を準備しておりま
せんので満足な答えができませんでし
たことはなほ遺憾な次第でございま
す。御承知の通り特別鉱害復旧臨時
措置法が施行になりましたのは二十五
年の五月でございまして、もう六、七
年前のこととございまして、その当時
の書類等も探してみましたが、その点
見当りませんのではつきりしたことは
申し上げかねるのであります。その当
時の担当者等に聞いてみますと、この
特別鉱害の指定の申請をしなかった理
由といたしまして、志免はもろろん戦
争中に相当の採掘をやったわけでは
ありませんが、他の炭鉱に比較いたしま
して、そうはなほだいたい乱掘もしま
した。そういった関係もございまして、
特別鉱害の認定を受けましたと、御承知
の通り、出炭トン当り二十円の納付金
を納めなければならぬ。この納付金は
全体といたしましてプールされまし
て、特別鉱害復旧の工事に充てられる
わけとございまして、志免につきまし
ては、自己負担で鉱害復旧をやった方
がいいんじゃないかというような考え
方から、実は申請しなかったというふ
うに聞いております。

なお志免の鉱害につきましては、まだ
上層・下層とも稼働中とございまして、
鉱害がまだ安定しない関係で、鉱害復
旧工事がはかに比べましておられてお
るのは、事実でございまして。しかしな

がら臨時鉅害復旧法もございますので、その法律に従ひまして、できるだけ復旧工事を進めて参りたいと存じます。

○多賀谷委員 どうも今の答弁では納得いかないのです。第一によその炭鉱に比して乱掘しなかった、こういうことなんです。これは事実とかなり相違するのではなからうか。これは海軍所有の炭鉱ですから、常識的に考えても、海軍所有の炭鉱が、乱掘までして掘らないけれども、よその炭鉱に命令して乱掘させておる、こういうことも考えられませんか、志免だけが乱掘しなかった、こういうことは、私はもしそれが事実ならばはなはだしからぬ陸海軍であるといわざるを得ないのです。このことはどうも当らない。それでどうもはつきりわかりませんけれども、トン当りの二十円が惜しかった、こういうことも私はきわめて不協な考え方はなからうかと思つてます。

あるいはそれが真意であるかもしれせん。しかしトン二十円が惜しいといひましても、これは一般会計からの補助を願うのですから、自己負担で全部掘るといふ方がトン二十円よりも多かるかというところが常識です。ですからこの問題につきましては今お話のとだけではどうも納得がいきません。復旧事業に一年間どのくらい費用を出されておるか、それはトン当りのくらいいなつておるか、こういうことをお聞かせ願ひたい。

○小林説明員 ここに持つて参りましたのは二十六年以降の数字でございまして、復旧工事といひまして、二十六年一千六百六十一万五千円、二十七年九百四十一万四千円、二十八年千四百六十

六万四千円、二十九年千四百六十一万四千円、三十年三千二百二十八万四千円、三十一年の見込みといひまして二千八百九十五万四千円になっております。これ以外に田畑等の減収によります補償をいたしておりますが、その補償の方は大体各年度とも二千万円から二千五百万円程度の額になっております。

○多賀谷委員 トン当りは……

○小林説明員 これはちよつと今計算いたしておりませんが、二十六年頃でございまして出炭量は三十三万トン程度だつたと思ひます。それから最近の三十年、三十一年は五十万程度の出炭になっております。

○多賀谷委員 価格にいたしましてどのくらいになりますか。

○讃岐政府委員 大体六十円くらいです。

○多賀谷委員 標準炭価は幾らぐらいだつたのですか。

○讃岐政府委員 六十三円です。

○多賀谷委員 実は私の方もデータを持つていないのですが、これは粗炭炭田とかあるいは三菱の勝田とかあるいは高田炭田に比較して、少くともトン当りの賠償費だけを見ましても非常に少いと思つてます。いやしくも政府に準ずる機関の企業が賠償に對して被害者に非常の不快感を感じて、促進をしないという非常に不安な感じを与えておるといふことは、これは政府機関として許すべからざることであらうと思つてます。しかも先ほど特鉱に入つていない理由を申されましたけれども、これは全く理由にならないので、一つずつあげてみましてもどうも解せない、かように考えるわけです。この問題につきましては後に、本法案

が一応可決された後でもけつこうです。から十分資料を持つてきていただきたい、われわれ審議してみたいと思つてます。いやしくも政府機関で鉅害補償を十分やつていないというやうな印象を与え、そういうことが事実であるとするならば、これはゆゆしき問題だと考えます。それからまたあなたの方は特別会計ですから、一般予算の方からの補助金のある場合はやはりそういう関連において一般補助金を受けて支出されるのが適當ではないか、かように考えるわけです。本日は十分な資料がありませんのでこの程度にいたしたい、かように考えます。

そこで次に鉅害の認否につきましても、この前濱井君から具体的な例によつて質問がありましたけれども、現在比較的に暴力事件等が起つて非常な紛争を見ておるといふ事件が多い。何か突然偶発的な事件によつてそういう行為が行われたというところは間々ありますけれども、原因は常に一定である。しかも暴力的な行為がよく行われる。こういうことは私は何か制度上考へなければならぬ問題があるのじやなからうか、こういうふうに考えるわけですか。これについて局長はどういうふうにお考えであるのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 鉅害紛争の問題につきましては、昨日もいろいろ議論がございまして、なお以前におきましても昨年の商工委員会におきまして、この紛争解決のために特別の考慮をするようにとの決議もせられたわけでございます。その後われわれ事務局として研究いたしまするに、鉅害紛争の問題

は主として鉅害の認否の問題である。そこで鉅害の認否につきまして技術的な非常にむずかしい問題、当事者間の話し合いによりまして円満にいく問題と二つに分れるだらうと思ひます。技術の問題につきましては、昨日も申し上げました通り、鉱山保安局と協力いたし、工業技術院の協力も得まして、なお大学の先生方の協力も得ましていろいろ鉅害の理論を研究しておるわけでございます。これは世界的にもドイツ等の例もございまして、まだ確立するところまではなつていないのじやないかというのが原因と思ひますが、そういう研究の面は大いに進めて参りたいと存じます。一方鉅害の認否がなせ

起つてくるかということになつて参りますと、測量等が今日非常に完備いたしておりませんで、実際にそのデータをあげて議論することもできなかった。そこでこれも商工委員会の決議にございまして、測量制度を画期的に拡充いたしたい、こういうことで測量の予算を一千万円計上した次第でござい

ます。なおさうにいたしまして将来の紛争解決のために、技術的にも、それから資料をいたしましても確実なものを整備して参るといふ一方、現に起つております鉅害の紛争につきましては、鉅害法の規定にございまして和解仲介制度というものをもう一べん見直して参りまして、今までにそれほどの効果を上げなかつたのはいかなる原因に基いておつたかといふことも検討いたしました。まず第一に和解の仲介制度について予算の用意がなかつた、こ

ういうことで、和解の仲介委員の方々の活動をお願いすることも無理であつたといふことを反省いたしまして、わ

ずかではございますが、四十数万円の予算を計上いたしますと同時に、この和解の仲介委員を委嘱するにあたりましても、地方の公共団体等と十分連絡をとりまして、りっぱな人を得まして今後活動を十分にやつていただく、こ

ういうことで当面の問題を処理するといふ方針に決定いたしました。ただいま御審議をお願いしておるやうな次第でございます。

○多賀谷委員 実はわれわれのところにも幾つも相談を受けるのですが、通商産業局長に對して紛争に對する申し立てをして参ります。ところが通産局長からは、これは鉅害ではありま

せん、ほんと一枚の書類が本人の手元に来て、どうにもならない。事実は家が傾き非常に困つておる。それで関係炭鉱に對しましてはさらに折衝して、鉅害ではないけれども、実際に被害が起つておるから何とか見てやろうといつて一部復旧をしておる、こういう例が非常に多いのです。これは非常な不信の念を与えておると私は思ふのです。官

庁に申請したけれども、官庁の方は鉅害でないといつてきておる。事実は被害がある。そして鉅害権者も直して

くれたといふことなんです。その例がかなり見受けられるのです。あるいは紛争中に、まだ事実関係をはつきり認定しない間に鉅害権者の方で直すといふこれは鉅害でないという認定をしてから、鉅害権者の方で直してやつておる

といふことになりまして、鉅害権者の方では温情的にしたと言ふかもしれま

せんけれども、被害者の方からは、鉅

害権者に對する関係よりも官庁に對する不信の念が非常にわいてくる。こ

う

う

て規定されるのである。きょうな趣旨から、昨日の御質問の不法行為に基く被害についてどうしたらいいかという場合におきましては、民法の不法行為の原則を適用するほかない、こういうことでございます。将来の問題としたしましては、われわれ、石炭鉱業というものは他の金屬関係あるいはその他の鉱業関係と相当の違いもございまして、何とか特別にうまく仕組んだ法律はできないものか、これは研究でございしますが、きょうなことも研究はしておるわけでございます。今ここでどのような方向で考えるということをし上げるところまで参つておりません。これは将来の問題として研究さしていただきたいと考える次第でございます。

ます。

○多賀谷委員　旧鉱業法では、鉱物は国の所有とする。こういう言葉を使つておりましたが、新鉱業法では採掘の権能を与える、こういう言葉に變つてきたわけです。そこで鉱業法による鉱業権者の採掘以外の、何といひますか、国がある権能を持ったもので鉱業権者に渡つてないものの採掘における被害というものは、どこに責任があるかといへば、それは一次的には掘つた者に責任があるのですが、二次的には国といふものがここに介在しておるのです。全然無主物というやうなものと違ふと私は思うのですよ、その鉱物を採掘するといふのですから。ここに国が介入しておるし、国という要素が入つてきておる。ですから、一次的にはなるほど盗掘をした者あるいは所在不明であるけれどもどこかにおる人にあるでしようけれども、しかし二次的にはやはり国といふものが責任を負うべきではなからうかと私は思います。そこで一次的な責任追及ができない場合は二次的な責任追及ができる、こういう法律的な構成が考えられるのではなからうかと考えるわけです。そこで鉱害という觀念を、むしろ鉱業権者による採掘のほかに拡大をして、鉱業権者がある場合には鉱業権者の責任追及という形に出てもいいと思います。が、鉱業権者のいない場合は、被害者の立場からいへば盗掘されておるのかどうか明確でないのですし、やはりこれは国が何らかの権能を持っているのですから、国が責任を負うという形にすべきではなからうか、こういう考えだけを申し上げて、一つこれはぜひ研究していただきたい、かように考えます。

それから今のボタ山ですが、これはせっかく臨鉱法も充実に参つてきているのですから、もう残の問題というのはほとんどないと思います。そこで、鉱業権者が不明のボタ山について、その防止方法について復旧計画を立てる、こういうことを今度の立法処置その他についてぜひお考えおきを願いたい、かように希望しておく次第です。

それから最近の汚濁水の問題ですが、最近御存じのように炭鉱ブームで水洗業者が非常に多く出て参りました、また遠賀川その他が非常によこれて参りました。増産の関係でもよこれてきているのですが、これについてどういうようにお考えであるかお聞かせ願いたい。

○小岩井政府委員 洗炭排水によりましての河川の汚濁防止につきましては、今のお話のようにむしろ水洗業者のごす方が多いのではないかというふうにご考えております。ただいまお話しのように、水洗業は鉱業権なくしてやっているもので、私の方の対象外になっております。これは各県の方で許可しておりますので、私の方ではその実情について詳しく御説明できないのであります。ただ一般の炭鉱の汚濁水の防止につきましては、主要な炭鉱ではすべて循環方式をとらしておりますので、水を流すことはほとんどない。なお洗炭池から微粉をとるようになっておりますので、洗炭微粉をそのまま放流するようなことはほとんどございません。中小の一部では、洗炭池は作っておりますが、一部流出する機会がございますので、多少よこしておりますが、従前よりも改善されつつあるという状態でございます。

○多賀谷委員 水洗についてはあなたの方に監督権がない、こういうことですが、どうも今の実情に合わない。鋳業法をたてにとつてそういうお話をなさつてゐるけれども、私はもう少し政策的に論議をされ、何とか救う道を考えていただきたいと思うのです。それ

で水洗につきましたも、今から十年二十年前なら水洗というのはほんとうに珍しい職業であつたのですが、今は御存じのように水洗というのはかなり多くの業者がいるのです。これが汚濁水を流して御存じのような状態になっている。そしてこれを取り締る法規が国にない。しかも石炭を扱うのはやはり国が扱う。売るのは自由企業であるといえ別ですけれども、何かこ

の水洗業に認可というような法律制度をやはり国で考えるべきではなからうかと思う。御存じのように砂利採取でもやはり法律ができてゐる。私は砂利採取もいろいろ公共の福祉に関係があると思ひますけれども、水洗だつて私は、いろいろ被害その他の面からずいぶん関係があると思う。ですから通産省といたしましては、この水洗業者の關係の法案をやはり準備される必要がある、かように考へて、これにつきましても、ぜひ処置を講じていただきたいということをお願いいたしまして質問を終わります。

○福田委員長　この際、午後一時まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二十四分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改

正する法律案及び臨時右炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を継続いたします。井手以誠君。

○井手委員　両法律案について簡単に四、五点お伺いしたいと存じます。

すでに同僚議員から、本筋については御質問があったらうかと存じますし、重複を避けたいとは存じますが、関連する問題を初めに一点だけ伺いをいたします。この臨鉱法の一部改正案によりますと、地盤の復旧費が主体になっておるようでありますが、地盤の復旧を要せなくて家屋の補修を要する場合——お話もあったかと存じますが、ずいぶん家が傾いたり建具類が

合わなかったりするのがひどいのがありますが、盛り土をしなくても済むような場合に、どういうふうに復旧がなされるのか、その点をお伺いしたいと存じます。

○讀破政府委員 問題の点は、地下の採掘によりまして地盤は陥没したが、その陥没を復旧する必要はなくて、家だけを復旧する必要がある、こういうことかと存じますが、例外としてそういう場合はあり得るかと思えます。私どもの考えておるところでは、家屋の被害を生ずるという場合には必ず地盤の陥没があるだろう、こういうことで、地盤の陥没のない家屋の被害というものが考えられないことから、それ

は地盤の復旧と同時に家屋の復旧をいたしたい、かように考えるわけでございます。

○井手委員 私が申しましたのは、多くの被害家屋がありますので、国の財政も考えあるいは鉱業権者の立場も考

えて、なるべく最小限度で補修したい、復旧したいという向きに対して、家屋だけ復旧しても当分は住めるといいう家屋については、必ずしも盛り土をしなくても、地盤の復旧をしなくてもいい場合があると思う。それでは、どうしても地盤の復旧をしなくてはなら

ぬということになるわけですか。

○議政政府委員　実際上の問題として、は、そういう場合においては地盤等の復旧に要する経費はきわめて少いだろうということとは予想されますが、しかしその地盤等の復旧費のきわめて少いのと、それに伴って必要となる家屋の補修をやればよろしいのじやないか、かように考える次第でございまして、おっしゃるような、なるべく経費

を少くして復旧の効果を上げるといふことの望ましいことは、私どももさように考えている次第でございます。

○井手委員　それでは、理想とまではいかなくとも、根本的に復旧するため、地盤の復旧費と家屋の補修費との比率には関係なくして、地盤を復旧して家屋を補修すれば復旧の対象になる、かように了解してよろしゅうございませうか。

○讃岐政府委員　さようでございます。

○井手委員　それでは、復旧の標準はどの程度以上でございましょうか。復旧費の最低限度でございします。

○讃岐政府委員　最低とか最高とか、

そういう目標はまだ決定いたしておりません。ただし地盤を復旧するに要する費用は、これは必要なだけはやむを得ないことであります。それに伴って要する補修費も、必要あればやむを得ないことでございますが、われわれと

しましては、そのものの復旧につきましては、具体的にそのものについて判断していただきたいと思います。昨日来御説明したのは、予算の計上の都合もございまして、過去の実績からとった平均単価を申し上げている次第であります。

○井手委員 平均単価はすでに承知しておりますが、十万円以下は、これは対象外であるとか、五万円以下は別だとかいうことになりまして困ります。家は傾いて非常に住みにくくなっているけれども、さほど補修費や復旧費に多額を要しないというもので、これに對しましては、かりに二万円であつても五万円であつても、申請すれば復旧の対象になるわけでございますか。

○磯政政府委員 たとい少くとも現状に、もとの効用を回復するために復旧いたしたいと考えております。

○井手委員 それでわかりました。そこで、この点はすでに御質問があつたかと思ひますが、特別被害の復旧についてお尋ねいたします。特別被害復旧法は延長になるようでございますが、これに漏れたものもこの法律によつて救済される御用意があるかどうか。

○磯政政府委員 昨日滝井先生にお答えした問題と同じだと思ひますが、特別被害として指定されなかつたもので、實際被害を受けているものにつきましては、臨盆法で一般被害として復旧して参りたいと考えております。

○井手委員 それでは、私は今から被害復旧に関連して数点お尋ねいたしますと存じます。炭田の洗炭バッグの不備、あるいはこれを取りかえないために微粉炭がどんどん川に流れ込んでおる。そして河川の川底がうんと高く

なり、井せきにおいても水が流れないという被害がきつめて多いのであります。この現状についてはどういう処置をとつておられるのか。とつておられぬからこういふことになるのだと思ひますが、今後どのようにして地方の河川あるいは農地に対する被害を食い止めようとなさるおつもりでございますか。この問題は前回申し上げてもなかなか実行せられないのでお伺ひいたします。

○小岩井政府委員 もちろん私の方では、まず施業案で取り締つております。洗炭、排水の点について、どの程度の洗炭池でどういふふう流すかというところについては私の方で認可しておるわけでございます。従ひまして、その認可の方法に誤まりがなければもちろんでよろしいのであります。認可したからそのまゝはつておくというわけではございせん、常に二百名に余る監督官に、現地に参ります都度見せております。容量の足りない場合には増設を命じますし、できる限りの措置をとつておりますが、非常にむづかしい問題でございます。

洗炭池に故障が起るとか、十分に微粉炭とれないでつかえるような場合があり、間々流すような場合は十分認めております。従来十分な手が打てなかつた点についてはまことに遺憾と存じておりますが、洗炭の方法、特に泥等の分離については助成金もいたして鋭意研究しております。微粉の回収については十分技術的に解決し得る方向に進めておるつもりでございます。なお、主要な炭鉱につきましてはなるべく微粉を洗炭させて、オーバーフロアの下水は、循環して洗炭機で使

うような方法を指導しておりますので、従前から見れば非常に改善の方向に向つておると考えております。

○井出委員 従前に比べれば非常に改善されたとおっしゃいましたけれども、私どもは一向改善された跡が見られないわけでありまして。私も九州でございます。ずっと炭坑を回つておりますが、地元から何回か相談に参りまして相当地にちがひがたちまして、二つある洗炭バッグをなかなかかえないのであります。もう下の方には微粉炭がたまつてしまつて、上の微粉炭を含んだものが川に流れております。これは洗炭バッグの用はなさないのであります。間々あるとおっしゃいましたけれども、間々どころか、毎日それをやつてゐる。これは私も何回か商工委員会で申し上げましたし、また当局には直接御相談いたしておりますが、一向改善された跡が見られません。長谷川政務次官に私は特にお願いしたいのです。實際川なんか、せつかく被害復旧で改修いたしましたも、また元のよ

うにたまつて河床が高くなり、島のよになつております。そのために井せきの用をなさない、農地に水が来ない、またあの悪水が水田に入つて参ります。これは地方の炭鉱を持つてゐる農村地帯の悩みの種であります。努力をすゝとおっしゃいましたも、改善されません。どんなふうにかあなたの手でやれる方法はないですか。議論で示される手腕をもつてやつて下さい。

○長谷川政務次官 ただいま局長からお答え申し上げた通り、その点については回つて歩いて十分注意を促してお

り、その予防措置をとつていふというのでございますが、井出さん最初に御指摘の通り、非常に採炭量が多くなつて参りましたのに、それに伴つた方針がとられていないという点も認めなければならぬと思ひます。従つて、本年はこの点につきまして、御満足を与へるだけの予算ではないけれども、幾分増加いたしまして、それらに支障のないように、今後増加しないような方針をもつて臨む考えであり、特に河川の問題等もからむ大きな問題でございますので、私といたしましては特に注意をし、さらにできる限りこの面について努力をさせる考えでございます。

○井手委員 多くは申し上げませんが、実情が実情ですから。もう少し監督を厳重にしてやつて下さい。施業案と申しますか何と申しますか、私詳しい専門用語は知りません。しろうとでございませうけれども、現実にそういう被害が相次いで起つております。私は佐賀県の相知という炭坑地帯でございますが、今町政の一番のガンはこの炭害です。今さら申し上げるまでもなく、洗炭の被害でございます。何回炭鉱に相談しても馬耳東風であります。どうぞ現地の監督機關を督促されて、地元からそういう不平や非難がないように格段の御努力をお願いいたします。次いでただいま申し上げました洗炭炭のことでお伺ひいたします。また各地に洗炭炭が始まりまして、そのボタが河川に捨てられておる。この洗炭炭は運搬費が要らないところにもうけがあるようでございまして、なかなかこれは直りそうもございせん。地元からいかに文句を申しまして、役場から交渉いたしましたしても全然受け付

けてくれせん。私の住んでおります近くにも十幾つかの洗炭炭設備がごく最近できました。それは松浦川という川のそばにできておりました、余つたものは全部そこへこすんでおります。あるいは夜間捨てるものもあるようであります。一たび大水が出て参りますと、これが河川に流れ込んで、せき止められて直ちにはらんすんことは、火を見るよりも明らかでございます。付近住民は毎日のように役場に行つて相談をいたしておりますけれども、業者はがんとしてこれには応じないやうであります。そこで、河川局にお伺ひをいたしますが、何でも河川法の取締りでは効果がないうちに私は承わつております。過料の千円でも積んでおけばどんなことでもできる模様であります。業者はなかなか当局のような紳士じゃございせん。どんな法律の違反だつて犯しておるのが今までの実態であります。河川局長、あるいはほかの方でもけっこうございまして、河川法によつて何とかこれを取り締める方法はないのか。現行法でできないとすれば、河川法を改正して効果ある取締りを行う御用意があるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○山本政府委員 お答えいたします。ただいまの問題につきましては、河川法十九條に規定がございまして、流水の方向や清潔等に影響を及ぼすおそれある工事、営業その他の行為は地方行政の許可を受けしむることを得たいうことになつておりました。それに基づきまして、河川法の適用部分、それから準用部分につきましては、河川管理者でありまする知事が河川取締り規則というものを作りまして、取締りを行

○山本政府委員 仮締り規則なり条例
洗業者の許可の問題ですが、これは卑
条例か何かでやっておりますか。そう
いう条例違反あるいは河川法違反とい
うような行為が行われた場合にその業
者の許可を取り消す、こういう措置が
とられておるかどうか、これをお聞か
せ願いたい。

に違反した場合は罰則がございます
が、こうした石炭を掘ることをやめさ
すというような規定はございません。
○多賀谷委員 これは許可制になっ
ているのですか。なっておるとすれば条
例はどういう法律に基いてそういう行
政行為を行うのか、この点がわかりま
したらお聞かせ願いたい。
○山本政府委員 河川法の適用範囲及
び準用区域につきましては河川法に基
きまして河川管理者が取締り規則を制
定しておるわけであります。

○多賀谷委員 そういたしますと、水洗業者の職業の許可という意味ではないんですね。

○山本政府委員 職業の許可ではございませんで、行為の許可をいたします。

○多賀谷委員 今井手さんからもお話がありましたように、これはもう放置できない問題だと思うのです。これは一つの社会問題を惹起しておると思います。そこで私は水洗業の問題は、やはり認可制にするなり何らかそこに法的

公衆の利害關係に非常に影響のある業種なんです、この業種は今まで環境衛生その他に影響ある業種として認可その他のやられておる、いろいろの種類よりも、さらに一そうそれを適用するべ

き業種であると考えます。この点につきましても先ほどの汚濁水の防止、ことに水洗業者の防止については、鉱業法によるものでないから鉱山保安法の監督も受けない、こういうことを鉱山局長はお述べになっておられるので、この問題については、やはり水洗業者に関する法律を作つて、あるいは認可制にする。そしてそういう行為が行われた場合には許可の取り消しをするというような行為に出なければ、単に罰金をつけたらそういうことでは私はこれは取り締れないと思うのです。要するにその川に捨てるという行為、それが利潤を生んでおるのです。それがうまくいけば利潤になる。うまくいかなければ損になるのです。ですからこの点は政府におかれましてはすみやかに立法的な措置を講じていただきたい、かように考えるわけでありました。

○長谷川政府委員 現地の問題に関連していろいろお話を承わっておりまして、ただいまの答弁でもおそれなく御満足はいかないと思うのでございまして、これからよく連絡会議をし、とにかく今の点については、省としても考えなければならぬ問題だと思つたので、省令等において十分研究をいたさせまして、皆さんの御質問に御満足のいくような方法を考えたいと思つております。

○井手委員 河川局にこの際一言しておきたいと思いますが、私の方ではおそれる今の出水期には大きな被害を及ぼすところと考へております。河川の合流点のところで水洗を盛んにやっておる。何カ所もやっておる。その地帯はかつて二十四年、二十三年には全町浸水をいたしましたして、二十数名死んだ所でありました。その地帯では今や戦々きようきようとしており、従つて防災工事あるいは河川改修などについて別途格別のお計らいを願わなければならぬと思つたので、この際特に申し上げておきたい。

今多賀谷委員からお話のありました許可の問題、これは自由にやっております。そこで石炭局に伺いますが、おそれるお話はあつたかと思つたが、おそれるお話は、これまで作つておきながら、洗い炭などがどんどん起つてくる。しかもたまたままで申しましたようなことが相次いで起つておる、これを考えますと、また将来のことを考えますと、この際やはり鉱業法に直接関係のない水洗業者あたりも、直接当局が掌握する許可制というものを考へなされるべき段階ではないでしょうか、あなたのお考えを承わりたいと思つた。

○讀岐政府委員 ただいま政務次官から申し上げた通りでございまして、非常問題が大きくなつて参りますが、また将来の石炭業界と申しますか、水洗炭は業界に入るかどうかわかりませんが、石炭界の動き等も考えまして、お話をどうにか何となく処置をするときがきておるような感じがいたします。そこでたまたま政務次官から申し上げまして、よく研究いたしまして、将来の問題としては何とか措置はできるやうに、御期待に沿ひ得るやうな方向で一つ考えさせていただきますかと思つた。

○井手委員 参考に承わりたいと思つた。今全国で水洗炭の毎月の出炭量はどのくらいでございませうか。

○讀岐政府委員 これは私も官庁で取り扱つております統計上の数字は、指定統計によつた数字だけでありまして、水洗炭なり、あるいは雑炭という言葉がございまして、こういうものは直接には把握できておりません。お話を通ひ自由にやり、自由に売つて自由にもうけ、自由に被害を与えておるといふことでありまして、把握いたしておりませんが、年間といつたしましてそういう水洗炭やら雑炭を含みまして、二百数十万トンものがあるであろうといふことを予想しておる次第であります。

○井手委員 それほど出炭量がありますれば、石炭の需給関係に大きな影響があると思つたので、早急に実態を掌握して対策を講じてもらいたい。あわせてこの際さらに政務次官にお願いしておきますが、各省の話し合い——お役所のことでございまして、どんな場合でもなかなかすみやかにということではできませんけれども、こういう事態でございまして、今国会中にぜひ結論を得てもらいたい。これだけはあなたに確約してもらいたいと思つたが、いかがでございませうか。

○長谷川政府委員 今国会中といわずに、なるべく早目にこれらの問題を解決つていきたいと考へております。従つて各省とも、予算等の問題がございしますが、予算通過後はこれらの諸問題を一応道を開かねばならないと考へております。

○井手委員 国警本部と農地局の方に伺ひたいと思つた。ただいままで鉱害問題でお尋ねをいたしておりました。刑事部長には直接御相談したことでもございまして、昨年の暮れかと存じますが、佐賀県の私の居住地あたりでは今なお勝手に人の山林に坑口を開いて石炭を採掘いたしておるのでございまして、これは石炭局もお聞きをお願いいたしております。おかげで地元の警察では盛んに活動してくれまして、所有者の農民が文句を申しますと、手を差し出すのです。こういう状態です。これはもう幾ら所有者であつても、所有の権限を振り回すような力はございしません。これはなすまに、勝手に人の財産を盗掘しておるので、地元の警察の注意で、やや控へ目ではあります。しかし先般取り行つた時分には全部クモの子を散らすやうに逃げました。こういう実態なんです。ところが取締り官が帰つてしまつと、また出てきて掘つておる。夜間掘つておる。こういう実態です。こういう状態に對してもう一ぺん国警本部の断固たる御方針をお示しになってその処置を願ひたいと存じますが、いかがでございませうか。

○中川(重)政府委員 たしか昨年も井手委員からお話もございまして、ことに石炭山付近等において盗掘が多いという実情にかんがみまして、石炭山を持つてゐる地方、九州とか常磐地域等につきまして、特にこの注意を喚起いたしまして、——事案の内容はおおむね鉱業法七条違反の事件が多いのでございまして、その事件の捜査を続行させております。この際現在までの状況を申し上げてみたいと思つたが、昭和三十一年中におきまして石炭盗掘関係で鉱業法違反だけが八十五件、二百二十五名の被疑者を警察は検挙いたしておりました。ことに今申しした

検挙いたしました事件のうちの比較的多いのは福岡県で、五十四件検挙しておる次第でございまして、石炭山で違法に盗掘するということは明確な法律違反でございまして、こういう点につきましましては関係の警察により注意を喚起いたしまして、警戒を厳重にいたしておるのであります。今申ししました検挙の事件も、自後におきまして、いろいろ聞き込みその他によりまして、現行犯として警察が逮捕した事件も相当多いでございまして、こういう無秩序な採掘が、ことにそれが犯罪の形で行われるといふことはまことに法治國家としては許すことができない状態にございまして、警察といたしましては周密的な視察のもとにこれを検挙して参るといふ考え方を明確に待つておるのでございまして、すべての犯罪について同様なことが言えるわけにございまして、けれども、とかく警察が出張しておる間は、被疑者は犯罪を犯さない。しかし四六時中、四十八時間全部警察官がそこに立つてゐるわけに参りませんので、そのすきに乘じて犯罪を敢行する人間が少くないのでございまして、そういう点につきましましては、われわれ警察といたしましては警察活動といつたことを機動的に行つるとともに、他面警察官のみが発見する以外に、住民の御協力によりまして、犯罪があるというところを積極的に摘発するというところに御協力を仰ぐ。ことに通産省の石炭局等と緊密なる連絡をとりまして、こういう事案がばつこせぬやうに、ことに犯罪が敢行されました場合におきましては、犯罪検挙をすみやかにや

て参るといふ決意をもつてやっておる次第でございます。警察といはしめては今申したような努力をやっておるのではありません。それ以前に、神様の目から見ればもっと事件があるといふことは言えようかと思ひます。そういう事件は視察を徹底いたしまして、検査に努力して参りたいと考えておる次第でございます。

○井手委員 ただいま九十数件の摘発をお示しになりましたが、私の地元の町だけでも今なお二十件ばかりある。このくらいのことだけでも当局はびっくりなさるだらうと思ふ。事ほどひいていいます。そこで今御答弁にありましたが、勝手に他人の立木を伐採し他人の土地を掘つておるこの違反に對しまして、どんなふうによつておりますか、また鉦業法違反もあわせてその処置の結果を御報告願ひたい。

○中川(重)政府委員 問題が、何といひましても鉦業法七条の違反、権限のないにかかわらず不当の採掘をする、こういう事件が多いのでございます。が、それ以外にたとへば贓物に関する犯罪、他人の立木等を鋳取いたしますれば窃盗等が成立しようかと思ひます。そういう点も、石炭山だけの統計といふのは持つておりませんけれども、すべて一般の犯罪の統計の中に入らるわけでありまして、そういう点につきましても嚴重にやつて参りたいと思ふわけでございます。ところが御指摘がございましたように警察が一生懸命やつておると申しながらまだやつておるのではないか、こういう点は確かにあるかと思ひます。そういう点につきましてはわれわれ今後とも努力をいた

すつもりでございます。今後とも注意を喚起いたしまして警察みずからも大いに視察を積極的に行なうといふことを一つの対策にいたしたいと思ひます。あわせてお願いでございますけれども、やはり多数の目によつてごらん願うといふことが犯罪を早く顕在化するといふことになりまして、関係行政当局はもちろんのこと、関係住民の方にもお願いいたしまして、そういう被害にかかられたとか、こういう面についてはどうしてし警察の方に御申告願つて、潜在化する犯罪が顕在化する、こういう点につきましても、みずからの力によつて大いに努力いたしますが、今後皆さんの御協力を得ていただんこう思つておるわけでございます。

○井手委員 暴力団のお礼参りと同じで、相手が相手でございますので、なかなか警察に届けるというわけに参りません。しかも御報告にはなかつたのでございまして、鉦業法違反程度では、おそろくその処分も輕微であらうと思ふ。そういうことを考えると、話としては協力しますと申し上げたいのでございます。また、なかなかに協力しにくい空気のもとにあるといふこともよくお考へを願ひたい。私が特にあなたにお願ひをいたしたいことは、鉦業法もさることながら、自分の山を勝手に切られる、文句を言つたらおどされる、こういう無警察状態のないように、早急にもつと効果ある取締りを願ひたい。多くは申し上げませんが、特にお願いをしておきますから関係各府県に嚴重に通告をお願ひ申し上げる次第であります。農地局の関係でも同様でございます。

農地法によりますると、市町村の農地委員会、農業委員会、都道府県の農業会議でございますか、その許可を得なければならぬようでございますが、目的變更などはこれまたへいちゃらでございます。人の農地に勝手にそういう作業をしております。場合によつては金を幾らか積むかもしれません。そういう大事な農地を勝手につぶして、そういう被害を及ぼすような水洗業を強引にやつておる。この事実に対して農地法で取り締まる方法はないのですか。農地法の許可を受けぬでやつた場合どの程度の取締りができるのか。

○立川説明員 現在農地でありますものにつきましても、農地以外の用に供します、つまり農地の転用でございますが、さようなことを行ないます場合には、農地法の第四條並びに第五條によりましてそれぞれの行政機関の許可を要することになっております。許可を得ませんで無断で變えたといふようなことをいたしますれば、それぞれの処罰があるわけでございます。ただいまお話しした点は、そういう法律規定があるにもかかわらず往々にして無断で農地の現状をこわすといふことがある点、御指摘と存じます。そのような問題が往々にして各地方において起つておる場合もあるわけでございますので、関係の農業委員会あるいは都道府県その他に十分注意をするようにいたして

おりますが、場合によりまして目が届かないでさうなことがあるかもしれません。その点はさらに十分に指導徹底をいたしたい、かように存じます。

○井手委員 この点はあなたのいらつしやうぬ前に河川法の関係で建設省ともいろいろ話したのですが、現行法規

は何の役にも立ちません。農地法ではあるいはと思つて研究をして参りましたけれども、それは最後結局何の役にも立たぬ。法律も何もないような業者に対しては何の役にも立たぬ。従つて、警察権が及ばぬような農地法の違反に對しては法律の改正の御用意があるかどうか、これをお尋ねいたします。

○立川説明員 農地法の現状の規定につきましても、問題は、法律の規定としては別でございますが、それが必ずしも百パーセント行われぬ場合がある、こういうことであらうかと思ひますが、その問題といたしましては、取締りなり指導なり、そういう面の問題点だと思ひますので、十分そういう注意をいたしまして、どうしても立法上の問題にすべきことがあるといふことでございまして、そういう点をさらに検討を加えたいと存じます。

○井手委員 私も用がございましてので、これ以上は申し上げませんが、指導とか通達ではだめなんです。長谷川政務次官のお話では関係各省すみやかに集まつて早い機会に効果のある対策を立てたいといふことでございまして、お話もありましようから、その際はどうぞ農地法によつても、無断で勝手に目的を變更したり用途を變更したりする場合には警察権の発動ができるような立法措置を講じてもらいたい、これを要望いたしておきます。

○柴田説明員 特に指定事業として指定いたしております。従つて指定事業からは一応部外になつております。ただ実際の事業は公共事業と一緒に行なわれているようでありまして、その部分については、ものによつては指定事業に指定されるものもあるかと思ひております。

○井手委員 あなたの方の御指針にありますが実績の七五%しか行使ができませんといふあの指定でございます。そういう制限があるために、特別鉦業復旧事業においても、せっかく九割の補助があるのに地方では復旧ができない、こういう苦しい実情が各地に起つてい

るのであります。少くとも鉦業復旧だけぐらひは、農民やあるいは農村が自分の責任でなくて被害を受けたのですから、この農地の復旧、その他公共事業関係の復旧については、やはり精一ぱい復旧ができるような方法はないものでしょうか。

員長の方からその事情を一つお知らせ願いたい。

○福田委員長 目下通産大臣は外国の使臣との会談中でございまして、大体

三時ごろまでかかるようであります。
○中崎委員　そうすると三時ごろまで休憩してもらうわけにいきませんか。

○福田委員長　これは理事会の前の決定をたびたび私の方で変えまして、質問者をおふやしているわけなんです、それは取り計らいかねます。続行していただきたいと思います。

○中崎委員　そうすると通産大臣に対する質問はどういうようにすればいいのですか。

○福田委員長　質問終結後別個の機会にお取り上げ願いたいと思います。

○中崎委員　私の質問は、通産大臣に

対する質問等いろいろありますので、必ずしも私の方は議事の進行を阻害するものではなく、申し合せの点もある

ので、私どもも尊重して協力していきたいと思うのでありますけれども、やはり重要な問題については、別の機会

に——この法案に関する問題をもあわせて審議する関係もあつて、別の機会にということの問題は、きょうのこの

審議の間において可及的に通産大臣の出席をお取り計らい願いたいと思うわけなんです。

○福田委員長　ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○福田委員長 速記始めて。
○中崎委員 いわゆる神武景氣といわ
れておる経済好調のときにおいて、石

炭は電力、輸送などとともに三大隘路といわれておるのでありますが、そうした重要な石炭が何らかの事情によつ

措置として四十万トンの輸入の手配をいたし、なお先般閣議決定がございまして、さらに来年度輸入する見込みの百万トンの中から緊急輸入をも努力す

る、こういうことになっております。なお重油の面におきましては、これ私が申し上げるよりも——実は私は十

分存しませんので、重油の点は省か
ていただきますが、重油の点におき
ても相当量の緊急手配をいたしたわ
けでございます。そういたしました、
来年度の問題でございますが、来年度

といましては、現在のところ需要が五千七百五十トンくらいございしますので、出炭を五千二百万トン、それ

から輸入を五百三十万トン計画いた
ておる次第でございます。でございま
すから、合計五千七百三十万トンに

ります。そのうち四百三十万トンは原料炭及び無煙炭でございまして、一般炭といましてはさしあたり電力向

○中崎委員 出炭の問題はきわめて重要な次第でございます。

慮すべき状態に置かれております。われわれいろいろ経済の実情を見てみますと、いつでも政府の方では出たと

る勝負のような形で、行き詰まつてから非常にあわててものに対処していき、つい出おかれてしまうというふう

な場合が非常に多いのでありまして、ことに石炭の今回の場合においてもそういう感が深いのであります。もう少

し抜本塞源の考え方の上に立って、重油の問題などを含めて、さらに炭鉱労働行政に関する問題等を含めて、一つ

の責任のある答弁を実は伺いたいの
ありますが、通産大臣も出てきていた
ので、こうしたような重要な問題、

1

1

1

1

1

1

2

10

10

いるわけでございます。申し上げるような次第でございまして、これらの問題に対しましては極力労使双方に対して大局的な見地に立って、自主的に最悪の事情を回避するよう最善の努力を払うように要請をしておる次第でございます。

○中崎委員 少し専門にわたって恐縮なんです、鉱山局長が来ておればいいのですが、もし政務次官で御答弁できれば聞きたいのでありますが、ポイラー等の制限の法律ができて、重油の使用制限が行われておるのでありますが、あれによって実質的にどういうような効果が上ったかということ、大体一カ年間を通じてどの程度の制限を実際にやったかというふうな、ざっとした見当でもわかれれば御答弁願いたい。

○長谷川政府委員 重油の規制につきましては、当時の石炭の事情、国内エネルギー全般から見てやむを得ない処置であったと私は考えます。しかしその後急速に経済界が立て直つてきておる実情と照らし合はせると、果してこれが最善の方法であったかどうかという点については、私自身も大きく疑いを持っておる次第であります。従つてその効果につきましては、その数字は持つておりませんが、重油そのものよりも石炭の保護政策という点については相当効果があつたと私は考えます。重油の規制につきましてはただいまその数字は持つておりませんが、重油を規制したためにどのくらい効果があつたかというところはなかなか数字には現われておらないと思ひますが、いずれ歸りまして調べてみて、後日その点にはお答え申し上げたいと思ひます。

○中崎委員 現在の石炭不足で国の産業に大きな一つの穴があこうとするときに、重油の問題についていかに対処していくかというところはきわめて重要な問題だと思ふのです。石炭が掘つても売れない、あるいは重油に押されて石炭の価格が非常に安かつたとき、ことに石炭業者の中で中小炭鉱のごときは相当悲惨な状態に追い込まれておつて、これに働く炭鉱労働者も非常に苦しい状態に追い込まれておつたというときには、今政務次官が言うようなことはやむを得ない措置であつたかもしれぬのでありますが、現在は何よりも国の経済全般をいかに処置していくかという段階に入つておる。

しかもそれが石炭不足からきておるということが大きな原因であるとするならば、この重油問題とからみ合せ、このポイラーなどの制限に関する法律をいかに運用していくかということとは、この際さらに大きく検討していなければならぬ問題だと思ふのであります。そこで現在すみやかな機会に、この重油が復活して石炭にかわつて使用できるという情勢にあるならば、言いかえればポイラー等の設備が完全に取られぬで相当まだ使えるものがあるという情勢にあるならば、何らかこれを緩和する措置を講じてはどうか。暫定的といひますかある過渡期において、ポイラーを使い重油を使つてもよいというような措置をすみやかに講ずる必要があるのではないかと思ふのでありますが、この点いかがですか。

○長谷川政府委員 重油の規制法につきましては、かねてよりたゞいま御指摘のような点が多々あります。従ひましてこれらの規制法につきましても、規制法を作つたときの精神そのままに進んでおるわけではないのでございまして、石炭等ともならみ合せてアジャストして進めていくように注意を促しております。その反面、それではこの規制法を今撤廃すればよいではないかという考え方もあると思ふのでありますが、石炭の需要が急速に大きくなつた現在におきまして、果して今後これが持続できるかどうかという大きな疑問も反面にあると思ふのであります。これを撤廃するといふことが一つの刺激にもなると考えられますので、それはそのまゝにして置いて、そのときの精神を幾分緩和の方向に向けて進んで参りたい、こう考えておる次第でございます。

○中崎委員 この問題は実は通産大臣にも経済企画庁長官にもお尋ねしたい問題なのでありますが、政府ではさらに新しくいわれる経済五カ年計画を立てておられるのであります。言いかえしますと、この大きく広がりとつとあるところの日本の経済を、さらに今後五カ年にわたつて今度こそ終にかいたものではなしに、一つの目標といつても、もう少し具体化した根拠のある一つの計画として進めて参りたいという考え方は通産大臣も言つておられる。ということは、重油や石炭の事情があるいはまた変わるかもしれないというふうなあやふやな見通しの上に立つて今後五カ年計画を立てておられるのじやなしに、そういう事情もあわせて考えてみて、それで結局においては毎年々々こういうふうな状態になるのだというふうな、一つの確固たる目標を持つてやつておられるはずなんです。

○長谷川政府委員 石炭と重油、すなわち国内の石油資源というものは非常に乏しいという点、反面石炭は国内産である、国内資源であるという点、こういう点についていろいろ議論もかもされておるのでございますが、御指摘のようになりますほど重油を持つてくればその方が便利であることも明らかであり、もつと重油の方が生産コストからいってもあるいは安いかもしれないと私は考えます。しかし反面今申し上げたような国内資源の活用という点に重点を置かなければならない、こういうところに反面があるのでございまして、御指摘のお気持は十分私にはわかるのでございまして、その点も御了解を願ひたいと考えております。

○中崎委員 どうもはつきりした答弁と思ひませんが、大臣がなければ一応この問題はこの程度にして、こまかい今の災害に関する問題、鉱害に関する問題などはぜひぶん質疑をされておりますから、繰り返してこの問題をやらなないのでありますが、ただ鉱害に関連しやないけれども、類似というか、われわれの角度から言へばそのウェイトにおいてあまり怪誕のないような工業の害についての問題をお尋ねしたいのであります。

石炭鉱業の場合においては戦時中における背敵請求の復旧はもちろん、さらにその他の鉱害についてもこれが復旧のために特別の法律ができておつて、そうして重要産業たるものの使命をすみやかに果たしていくという方向に進んでおると思ふのであります。ところが工業の場合におきましても、相当な範囲において被害があるようでありまして、ことに近代的大規模の工業が進むにつれて、その被害の範囲もだんだんと大きくなつてくるわけでありまして、たとえばパルプのごとき工業においては莫大な廃液が流されて、農地に対する相当の被害があると同時に、こゝに河川並びに沿岸漁業に重大な致命的な打撃を与えておつて、全国至ると

ころにこの問題が起つておるのであります。

そこで水産庁としてはこうしたところの工場の被害については、至るところにこういうものがあるものであります。が、多数沿岸漁民の生活の基本的なものであるものであります。これによつてほとんど魚がとれない、あるいは海草もとれないというふうなわけで、致命的な打撃を各地区において受けておるといふのが現状だといふふうな見解をわれわれがおののけしておりますが、これに対して一体今日までどういうふうな研究調査をしてきておられるか。どういふふうな対策を講じておられるかということをお尋ねしたいのであります。

○新沢説明員 ただいまお話にございました通り、だんだん工業化が進んで参りましたに従ひまして、その影響が水産方面においても起つて参つております。これはお説の通りでございます。国の経済の発展に伴ひまして、工業化というものはやむを得ない勢いでございまして、これを頭から、水産業の立場から単に抑制するばかりでもいけないと思つてございまして、水産庁といたしましてはまず第一的には工場建設の場所について、被害を及ぼさないような地点を選んでいただくということ、次に工場を建設したとき、その排水が川や海に流れ出ましても、水産業に非常に大きな影響を及ぼすというのではないやうに、その防止措置を講じてもらうというところをお願いしているわけでございまして、実際上の措置をいたしましては、それぞれ工場が建設される場合に特に地元の方にございせん願つておるわけであります。県庁といたしまして

は水産業の面と工業の面と総合的に見ておるわけでありますから、そういう意味において県庁が、工場を建てようとする場合、被害を免れない漁業者の間に立ちまして、その防護措置と、さらに防護措置及びばいせん場合においては、最後の措置としては補償の問題にも及ぶのでありましようが、そういう問題について極力あつせんをしていただくように、相互に納得のいくところで工場の建設に入つていただくというふうなことを今やつておるわけであります。なお確かに将来の問題としては、こういうふうな被害が広範に起つてくるということが予想されるわけでありまして、それらのことを予想いたしまして、実は水産関係といたしましては水産資源保護法というふうな法律もございまして、その法律のもとにおいて法的な規制ができるやうな形になつてはおりますが、起きます事態というものが千差万別でありまして、また技術もいろいろ變つて参りますのであります。一律的に法律で基準を設けるといふことは困難かと考えておりました。たとえば現在行われておりますやうな土地調整委員会が非常に有効な機能を發揮しておるわけでありまして、そういうやうなものが工業関係につきましてもございまして、汚水、濁水の防止あるいはそれに伴ひます補償問題につきましても、その要な解決方途を求めるといふやうなことを考えなければならぬやうなことを考えておるわけでありまして、この問題につきましても、水産庁ばかりでなくて、厚生省も関係がございまして、もちろん通産省もあり建設省もあるわけでありますので、先ごろ来から関係各省の間で御

相談を進めておるわけであります。

○中崎委員 ただいまの答弁によりますと、法的な措置としては水産資源保護法という法律があるといふのでありますが、現実にはパルプの廃液、これはパルプに限りませんが、工業の害は相当広範でありまして、たとえば一日に何千石というパルプ廃液、その他の汚水をどどん川や海に流すのであります。従ひまして相当広範な範囲にわたつて汚濁した、しかも有害な水が海に流れる、あるいは川に流れる、従つて魚族がそこには以後は繁殖しない、こういうのが実情で多数の沿岸漁民が生活の脅かされておる。もうほとんど瀕死の状態に追い込まれておるところも相当あるわけであります。一体水産資源保護法によつて、パルプ廃液などによつて現実にはその生活を脅かするやうなような危害を受けておるといふやうな場合には、どういふ保護の道が現実には講じられるのか、これをお尋ねしたい。

場側との間に立ちまして、防護措置をやることについての勧告、あるいは補償についてのあつせんをしていられるのが現段階でございまして。ただそれでは確かに不十分でありますので、もう一段階進めて措置しなければならぬといふことで、先ほど申し上げたやうな、たとえば機関を作ることににつきまして、関係各省の間でお話し合いを今進めつつあるということでございます。

○中崎委員 たつた一つ水産資源保護法という法律があるやうであります。が、事実上これは死物化して何らその働きをなしていないというのが現実の状態のやうであります。そこで今漁政部長は関係各省とも話し合ひをして、そのうち可及的すみやかに有効適切な強力な措置を講ずるというふうなお考えのやうであります。問題といたしましては、そういう汚水、有害な水がある程度近代施設等によつて緩和することはできるやうでありますけれども、何しろあれだけの水がどどんと流れていくので、これをほんとうに十分に防ぐといふことは現在の段階においてはまだはるかに及ばないといふのが実情ではないかと思つておるわけであります。この点についてどういふお考えであるか聞きたいと思つておる。

の、ことに零細な、影響するところは何十萬をこえて、何百萬の家族にも関係のあるやうな、こういう広範な地域にわたつての被害の実情であると思つたのです。全国至るところに大きなパルプ工場があつて、そうして至るところでその廃液を流して問題を起して、実際に漁民の生活が脅かされておることは事実です。現にたとえば鳥根県のごときは、あるパルプ会社が工場施設をしようとしておる。ところがもう前に別の地区にあつたパルプ会社によつて、いかに漁民に対する被害が大き

い現場をよく見ているから、こういう状態でもたおれたちが新しく生活を奪われれば大へんだといふことで、自分の命を張つてこれの新設に猛烈な反対をするといふやうなことで、にっちもさっちもいかないといふやうな現在の状態があるわけであります。どうしても根本的にこの問題を通産省においても検討していただいて、なるほど国家的に一つのやうな事業を新しく拡張あるいは新設するといふやうな必要のあることは認めるけれども、これがために大多数の人の生活を脅かす、あるいは公共の福祉を害するといふやうな、こういうことがこれ以上あつてはたまらないといふ現実なのであります。そういう新しい事業の起るやうな、このために、逆に被害を受けている、そういう公共の福祉に大きな関係のあるところの問題は、国家がむしろ積極的に、その損害に対するところの賠償の問題は、もちろん、事前に適切なところの措置を講ずるとか、あるいは工場の設置についてもその指定について十分の監督をするとか、ただこれを県知事にまかすとかいふやうなことを

○新沢説明員 先ほど申し上げましたやうに、水産資源保護法によつて、あるいは工場側に防護施設を作るやうに指定をするとかいふやうなことができれば、それはそれで結構なやうな省令を作つて、そういうことをやつておるのでもありますが、いろいろ技術的条件のむづかしさ、それから規制をする場合におきましても、一つの形をきめまして、省令で書くといふことも困難な事情にございます。実は現在は法律の規定にあるいはそれに基きます省令の規定によつてどういふやうなわけであります。事実上、先ほど言つたやうな、事実上の措置としまして、漁業者と工

場側との間に立ちまして、防護措置をやることについての勧告、あるいは補償についてのあつせんをしていられるのが現段階でございまして。ただそれでは確かに不十分でありますので、もう一段階進めて措置しなければならぬといふことで、先ほど申し上げたやうな、たとえば機関を作ることににつきまして、関係各省の間でお話し合いを今進めつつあるということでございます。

○中崎委員 この問題につきましても、水産業をもつて立つておる日本

の、ことに零細な、影響するところは何十萬をこえて、何百萬の家族にも関係のあるやうな、こういう広範な地域にわたつての被害の実情であると思つたのです。全国至るところに大きなパルプ工場があつて、そうして至るところでその廃液を流して問題を起して、実際に漁民の生活が脅かされておることは事実です。現にたとえば鳥根県のごときは、あるパルプ会社が工場施設をしようとしておる。ところがもう前に別の地区にあつたパルプ会社によつて、いかに漁民に対する被害が大き

でなしに、もう少し確固たる一つの方針と政策を立てまして、そうして多数の漁民の生活を保護すると同時に、肝心な漁族そのものの保護もあわせてやるというような、こういう高い見地に立つてこの問題と取組んでもらいたいと思つておりますが、政務次官におきてもこの問題をもう少し重要にお考え願つて、そうして今後の態度をこの際明らかにしてもらいたいと思つております。

○長谷川政府委員 ただいま御指摘のような点につきましては、昨今非常に問題が多くなつてきていますと私は考へております。従つて地方庁にだけお話をあつた通りだと私も考へます。この点は今後地方庁とも十分連絡を密にしましてその点を明らかにしていきたいと考へております。

○中崎委員 私の言いますのは、ただ行政事務的に打ち合せをするとか通達を出すとかいふ問題でなしに、抜本塞源的に根本にさかのぼつて、そうした公共の福祉に係る関係のあるような、害を多く流すような問題については、たとえば近代的な一つの工業によつて影響するところの害が大きいというような場合には、その工場の建設について政府の方で適正な許可監督の権限を持つとか、さらにあるいはその害をできるだけ少くするように科学的な機械的設備等もあわせてやるとか、そのために関係地方民ともいろいろ建設について問題が起るのだが、その間における調節をどういふ機構によつてどう処理していくかというようなこと、かりに損害があつた場合にはその損害を国家的にも責任を負う、建設する会社とも

に十分その責任を肩負つて立つだけのそういう心構えを持つていくようなことを、この際政府において思い切つて考へてもらいたい、こういうのが私の主張するところなのでありますから、この点を十分にのみ込んでいただき、関係大臣などにも話されて十分の打ち合せをされまして、すみやかにそうした方向に検討を進めるといふ考へ方があるかどうかをお尋ねしたいのであります。

○長谷川政府委員 今後の鉱工業というものにつきましては、御指摘の通りますます汚水とか毒水というものが多くなつてくると考へられますので、これらの問題については十分の打ち合せをいたしまして、そういう工合に對処していきたいと考へております。

○齋藤委員 関連して。ただいまのバール工場の廃液問題であります。私の県にもバール工場がございまして、その廃液が多量に海の中に注ぎ込まれ、毎年のように漁獲物に対する賠償金を支払つてゐるのであります。しかし私の常に考へておりますことは、何がゆゑに非常な有機物を含んだところのバール廃液をそのまま流しておるかということでありまして、このバール廃液からは御承知の通り、アルコールもとれまじやうし、その他いわゆる木材糖化の見地からいろいろな家畜飼料もとれまじやうし、こういうものを採算がとれぬからそのまま海に流してもよろしいということとは、私は一つの悪い考へだと思つております。ですから、あれだけの木材をつぶしてバールを製造して廃液を流して、そうして漁獲物を荒して賠償を支払うというやうなことであるならば、その経営工場といった

ましては、この廃液について相当の施設をいたしまして、それから有能物質をとる、たといもうからなくても、とんとんにいつても、この廃液というのから国家的に有能な物質をとつて、そうして公共の福祉に供するといふやうなところまでいつてこそ、初めてあの大量の木材というものをつぶして営業成績を上げるところの社会的な根拠があるのじゃないかと思つて。これはたびたびバール会社に行つて忠告をいたしましたけれども、やはりこういうことは受け入れられないのであります。ですから、一つこれは当局といたしまして十分御考慮を願ひまして、あれだけの数量の木材をつぶすのですから、あの木材の効率をさらにそれ以上に上げられるやうなバール工場の営業方針というものについて一つ何らかお考へを願ひたいと思ひますが、こういう点に關しまして政務次官のお考へをお述べ願ひたいと思つております。

○長谷川政府委員 バール工場の廃液ということだそうでありまして、私はその点については非常に知識が乏しいのではつきりわかりませんが、会社の採算ばかりでなく、国全体の経済の上から立つてすべてが進められていかなければならないということは御指摘の通りであります。その点については今後何らかの機関をもちまして調査をさせて、御回答申し上げたいと考へております。

○加藤(清)委員 関連して。ただいま廃液の問題が出ておりますが、廃液と同時に、製紙会社からは非常な悪臭を発生するのでありますが、これのおかげで、この大工場の付近の住民及び学校等は非常に能率を下げる、こういうことが私

の地元でも問題になっておりますけれども、悪臭と同時に悪臭の問題については、本省としてはどのようにお考へになりますか、どう御処置遊ばされていらっしゃいますか。

○長谷川政府委員 悪臭の問題等は厚生省の方の關係でございまして、私の所の所管でないのです。その点ははつきりいたしません。従つて、悪臭の点についてもまたしかりであります。しかしその両面とも、それが直接人体ばかりでなく農耕地等に關連する点等があるとするならば、その点は十分検討しなければならぬと考へております。

○佐々木(秀)委員 バールの廃液、それから悪臭、悪臭、いろいろの問題が出ておりますが、これはただいま政務次官が述べになつたやうに厚生省の所管であることは間違ひございませぬ。環境衛生の部門に屬するものであります。しがしなから、それらのよつて発生するものは、ほとんどこれは通産省に關係のないものはないのであります。ただいま政務次官がおっしゃいました、そういう問題についてここ数年來非常にやかましくなつて参りまして、厚生省の方では環境衛生の部面からその法律の原案ができておるか、私は記憶しておりますが、それらの点について、通産省との連絡がどの程度なされてゐるか、その点局長からでもだれからでもけっこうですが、御答弁をいただきたいと思います。

○長谷川政府委員 過去二年前くらいからそれに対しての動きはあるようでありまして、いまだその結論を見ていないやうな状態ださうであります。

○福田委員長 これにて特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案及

び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は終局いたしました。

○福田委員長 この際理事会の協議により、石炭鉱業に關する問題について調査を進めます。

質疑に入り。松岡松平君。

○松岡(松)委員 今春季闘争と稱して、総評傘下で計画され、着々進展いたしておりますゼネストの計画の模様を私もうかがつてみますと、事態容易ならざる様相を含んでいと思はれるのであります。そこで具体的にこの計画の中に参加してゐる人員の荒すじを拾つてみましても、炭労で少くとも二十万、私鉄で十三万四千近く、合化労連關係で九万七千、全鉄で約六万九千、その他八組合で三十七万、合計八十七万人、これに官公労として、国鉄、全通、電通、専売など公共企業体の八組合が八十八万人、その他国家公務員、地方公務員の団体や日教組など合計して約二百二十万人、全部合計しますと約三百二十万人という概算数が想定されるのであります。これが今度展開されておる春季闘争に参加してゐる勤労者の数だといわなければならぬ。これだけの広範な勤労者大衆を動員して、しかも三月十一日を第一次的目標にして、われわれの仄聞するところによりましますと、炭労では七十二時間のストを計画されてゐる。国鉄においては千二百カ所において職場大会と稱して三時間職場から離脱することを計画されてゐる。私設鐵道大手十三社は全面二十四時間ストを計画されてゐる。官公労におきましては具体的な職務は明確でありませんが、最高の実力を行使するといわれております。日教

組においては一客早退を計画されておる。いやしくも教育に従事する教職員が、教鞭を捨ててこのストに参加していく。全鉱でも、これは手段は明らかになされておられません。集中的な実力行使を計画されておる。電通においても可能な限りの実力行使を計画してある。全連においても最高の実力行使を計画してある。自治労連におきましては十一日を目標に具体的な計画を進められておる。こう考えてきますと、三百万の勤労大衆が三月十一日を目標に一大ゼネストを決定する計画を持っていることは、もはや否定できない事実だと私も考へなければならぬ。そこで私も各部門別に検討する必要があると思つております。

まず重炭酸産業の熱源であります石炭について、果して現状はどのような状態になっているのか。ストックの手持ちによつては、三時間の国鉄の職場大会一日によつても貨車の操車に影響するのであります。これがひいては産業に重大なる影響を及ぼすのであります。また私もはいずれ絶望的に大臣にお伺いする前に、当該の次官並びに局長からこの点について現在の石炭の貯炭の状況を大別一つおわかりの点をお答え願ひたいと存じます。

○議院政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。貯炭の状況はどうなつてゐるか、こういうことでございます。一般に貯炭と申しますと、供給者側の全国貯炭でございます。これは山元貯炭と積み出し港の貯炭及び市場にありまゝの貯炭を合計して申すわけでございます。これが二月末現在で百四十万トンでございます。なお貯炭は消費側にもございます。なほ貯炭

います。これは一月末現在で二百七十六万トンということになっております。これは統計上一カ月おくれになつて参りますので、二月末の状態はつきりつかぬわけでございますが、これを大体どのようになつてゐるか推定して申し上げます。大体二百三十万見当になる見込みでございます。○松岡(松)委員 そうしますと今の二百七十万トン見当という消費者側の手元に持たれてゐる石炭というものは、これが重大な因子をなしてゐると思つております。ことにこのストライキが進行いたして参りますれば貨車が動かなくなる。鉱山はストライキに入

る。私鉄が動かなくなれば結局手元にある石炭だけが使用可能の限界である。そうすると現在火力電氣関係は一体どのくらい保有しておる状況でありますか。それからガスに於いては、これらからガス、ソーダ、化学繊維、これらについてどのような状況でありますか、おわかりでしたらお答え願ひたい。

○議院政府委員 総括的に申し上げます。電力、ガス等につきましては、相当多い方でございます。むしろその他公益事業以外の貯炭量が少いという状況になっております。ただいまお尋ねの点を具体的に維持日数でも申し上げます。五五分以下が二工場、それから五日ないし十日以下が六工場、それがないし七工場、こういうことでございます。それから化繊につきましては、五日分以下が一工場、六日から十日までの間が二工場、二十日分以下の三工場でございます。それからセメントにつきましては五日分以下が八工場

ないし九工場、五日から十日までのものが十一工場ないし九工場、パルプに至りましては五日分以下が八工場、五日ないし十日分が十工場、ソーダにおきましては五日分以下が一工場ないし二工場、十日分以下が六工場ないしでございます。国鉄について申し上げます。国鉄は先ほど申し上げましたように比較的いい方でございます。平均いたしまして十六・四分分というところになつておりますが、地域によりましては、たとえば九州におきましては六日分しかない。それから北海道におきましては八・七日しかないものがあるという状況でございます。これは比較的大口需要について申し上げたのでございますが、小口のいわゆる中小企業に至りましては、もう一日分、あるいはほとんど工場もとまつてゐるというのが非常に多いのでございます。

○松岡(松)委員 大臣は急ぎのようです。それでは大臣の方に先にお尋ねいたします。大臣のおいでになる前に今伺ひました点は、今度の春季闘争の総動員数約三百万、これによつて参加してゐるものは炭労、私鉄、国鉄、全鉱、電通、官公労その他あるのですが、この十一日を目標に展開せられるゼネストの遂行によつては、日本の産業が一大危機に達するのではなからうかと思はれる点が私どもも考えられるのであります。そこで今伺ひたい点は、まず石炭について、これは産業の重大なる要素を持つておるの

で、石炭の貯炭量につきまして今伺ひますと、電力、ガスについては多少の余裕があるけれども、ガラスや化学繊維、セメント、パルプ、ソーダ、小口、すなわち中小企業面に至つては実

にひどい状態で一日分とかあるは二日分とかしか手持ちがない。このソーダ、パルプ、セメント、化学、ガラスにしても五日ないし十日、十日ないし二十日分というふうなことになる参りますれば、ここに十一日に計画されておるストが決定されることになりまして、日本の産業は非常な障害にぶつかつてくる。この障害は一日にして終るべきものではなくして、長くそのあとを引いて、やがてはせつかく産業が好転しつつある際に一大逆転を告げてくるのではないか。そのためにこの経済の波の上に大きな響きがくるのではなからうかと私も考へられるのであります。この点について通産大臣から忌憚のない、このゼネストの日本産業に及ぼす影響、やがては国民生活にもたらすその影響についての御見解、見通し、これに対する御所見を承

○水田国務大臣 ただいまおっしゃられました通りでございます。ここで炭鉱労働者が数日あるいはそれ以上の全山ストというような事態を起されては、日本産業にとつて非常に大きい問題が起るということを私も考へておりますので、御承知のように昨日労働代表を呼びまして、そうして労働大臣からも要請がございましたが、産業行政を預かつておる担当大臣として、私の方も今の石炭の事情を述べ、一朝争議というふうな手段に訴えられた場合には、国民生活の上に重大な問題を起すおそれがあることは申し上げておるので、何とかこれはストライキという手段によらないで解決してもらいたい。これは政府がすぐに介入すべき問題ではありせんので、政府はこ

の問題になるだけ不介入の方針をとる。しかしそのかわり労使双方が誠意をもつて話し合ひで解決すべきだということを昨日要請した次第であります。両方の代表者もきつめてその点を理解してくれまして、しばらく時をかせてくれ、自分たちは誠意をもつて解決するつもりがあるんだということで見ますと、業者側もきのうあたりからいろいろな対策を講じてゐる。争議団体の方も対策を講じて、きょうあたりから両者がいろいろ話し合ひに入つてゐるという状態も聞いておりますので、できるだけ無期限ストというふうな事態にならぬように、私も極力対策を立てて阻止したいと思つております。

○松岡(松)委員 最近の労働運動の傾向というものは、終戦以来ことにストライキという最悪の手段を用いる傾向がある。これは西ドイツにおきましても、もちろん進歩したアメリカあたりにおきましても、かような手段というものはよほどの行き詰まつた状態になければ用ゐられておらない。進歩した民主主義諸国におきまする労働者の賃金向上、待遇の改善に関する交渉というものは、主として団体交渉によつて労使が誠意を尽して妥結するというのが、近來の傾向であります。しかるにわが国におきましては、終戦以来ストライキに訴へるという傾向がある。しかも最近のいわゆる春季闘争という名にかりて毎年行われる政治的ゼネストの様相というものは、経済闘争の範疇を脱してしまつておる。もちろん経済闘争の様相はないとは言ひませんが、それにひつかけまして広範なる

いう影響が現われるかということは、非常に専門的になりまして、私どもの知識でもって判断しかねる次第でございます。影響としては相当大きいものがあるであらうということを考えておる次第でございます。

○松岡(松)委員 国鉄の従業員は、公企業体として明らかに法律によってストライキを禁止されておる。千二百カ

所において、一日三時間の職場大会に名をかりて、一齊に作業を拒否するといふことは、全くこれはストライキであります。こういう権利はないのであります。国民はかような手段を国鉄が用いることを決して受け入れてはおりません。法律はこれを許しません。これに対して、逓産当局におかれて

は、産業の育成、助長、保護、大きくいえば、経済全体の閑事を動かしていくためのサービスをやっておられるところであります。あなた方自身はこのおさるべき手段に対して、大いに運輸省、国鉄方面とも折衝せられて、すみやかにかような手段に対しては適當なる施策を促すように御努力せらるべき

そこで私の申し上げたいことは、争議が起つてくる、起ると当局も乗り出してくる、これでは私はどうなわ式だと思ふ。やはり政府というものは、ことに通産省におきましては、産業に対します。

するサービスをするところなのであり
まして、こういう事態の起らないよう
に常に問題を注視して、事前に御努力
せられる点が足りないんじゃないか、
日本の官吏は、大体太政官布告令時代
からの悪い慣習で、事なかれ主義的傾

向を持っております。やはり実態をよく把握せられて、積極的に飛び込んで双方のために努力するという努力が欠けているんじゃないか。つまり、資本家側に味方せよ、労働者側に味方せよと申し上げるのではない。あくまで官庁はサービスをするという立場において、中立的な立場において、この努力に欠けているものがあるんじゃないか、そういうことが、やすやすと三百方からの勤労大衆を春季ストの戦列に参加させていくという一つの原因をなしてくるところではなからうと思う。私どもは常に国民とともに産業の健全なる発達に協力するとともに、監視をしなければならぬ。ちょうど羊飼いが羊が列から離れていくことを防がなければならぬ、その意味において、官庁自体もこういう際に、全官公に従事している人たちがこのストライキを阻止し、円満に妥結するように、話し合いが経済的に、合理的にちゃんとしてくように努力すべきにかかわらず、官公労がこの争議の重大なる動員要素の中に入って、この争議に参加しているということは、一体どういうことを生むか。つまり阻止しなければならぬ主体性側の勤め人が、逆に争議を展開、拡大しているのだということは、全く国民はわからない、われわれもわかりません。了解に苦しむ点でありまして、私はまず、官庁の幹部機構がもう少しちゃんとしてもらわなければならぬのではないだろうかと思うのです。これについて、一つ局長の御所見がありましたらお伺いしておきたいと思う。

○讃岐政府委員 私を指定しての御質問でございましたが、問題が非常に大きいのでございまして、石炭を所管す

る建前から申しますと、個人的なお答えしかできない状態でございます。御承知のように、通産省全体といたしましては、産業を預かる立場でございまして、労働問題につきましては労働省がこれに当たっているわけでございします。われわれ日ごろの心がけといたしましては、労働省と常に密接に連絡いたしまして、産業の労使の安定を期し、従いまして産業の発展並びに安定がはかれるように努力しておるつもりでございますが、なお御注意の点は今後ともけんけん服膺いたしまして、今後の行政の参考に資したいと思っております。

○福田委員長 本日はこの程度にとどめます。

次会は来たる八日午前十時より開会することいたします。

これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

昭和三十二年三月九日印刷

昭和三十二年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局